

既判力が及ぶ者（既判力の主観的範囲）

当事者
(115条1項1号)

当事者と同視しうる者
(115条1項2号～4号)

当事者以外の第三者
(民訴明文なし)

<判決相対効の原則>

理由：①紛争解決にとっては当事者間に既判力を認めれば十分である
②手続保障は当事者にしか与えられていない

- ① 紛争解決実効性の確保
- ② 実質的な手続保障があるか、手続保障の必要が存在しない

☆対世効

法律関係の画一的処理の必要性

☆反射効

実体法上の依存関係を訴訟に反映

☆法人格否認の法理

「その他人」

「口頭弁論終了後の承継人」

「所持する者」

訴訟担当の場合

任意的訴訟担当：本人の授権の意思あり

法定訴訟担当：正当化根拠は？

Q；債権者代位訴訟で代位債権者が敗訴した場合
に、その判決の効力は被代位債権者に及ぶか
→ 全面肯定説 VS 否定説

債権者（訴訟担当者）と債務者（被担当者）の間に利害対立がある場合に、債務者の手続保障が債権者によって代替されていたといえるか？

←立法的解決

Q1：「承継人」の意義

→ 「紛争の主体たる地位」

Q2：既判力につき、固有の抗弁を有する者は「承継人」に当たるか

→ 実質説 VS 形式説

結論は変わらず（固有の抗弁を主張できる）

Q3：執行力につき、固有の抗弁を有する者は「承継人」に当たるか（誰に何をさせるのが妥当か）

→ 権利確認説 VS 起訴責任転換説

債権者に起訴・立証責任を負担させるか、第三者（執行の相手方）に負担させるか

Q1：「所持」人の意義

→ 保護に値する実体的利益のない者
具体例：管理人、同居人

Q2：口頭弁論終了前の虚偽表示による譲受人に判決の効力は及ぶか

→ 判例百選A28事件参照